杉並区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則を公布する。

令和８年１０月１６日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第１０３号

杉並区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）及び児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（指定の通知等）

第３条　区長は、法第２１条の５の１５第１項又は法第２４条の９第１項に規定する指定の申請があった場合において、指定をしたときは指定通知書（第１号様式）により、指定を却下したときは指定却下通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　前項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所若しくは施設の見やすい場所に表示し、又は当該事業所若しくは施設のホームページに掲載するものとする。

（指定の更新の通知等）

第４条　区長は、法第２１条の５の１６第１項又は法第２４条の１０第１項に規定する指定の更新の申請があった場合において、指定の更新をしたときは更新通知書（第３号様式）により、指定の更新を却下したときは更新却下通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　前項の指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定の更新に係る事業所若しくは施設の見やすい場所に表示し、又は当該事業所若しくは施設のホームページに掲載するものとする。

（共生型障害児通所支援事業者の特例による指定を不要とする旨の申出）

第５条　法第２１条の５の１７第１項ただし書の別段の申出は、共生型障害児通所支援事業者の特例による指定を不要とする旨の申出書（第５号様式）により行うものとする。

（指定の変更の通知等）

第６条　区長は、法第２１条の５の２０第１項又は法第２４条の１３第１項に規定する指定の変更の申請があった場合において、指定の変更をしたときは変更通知書（第６号様式）により、指定の変更を却下したときは変更却下通知書（第７号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　前項の指定の変更を受けた者は、その旨を当該指定の変更に係る事業所若しくは施設の見やすい場所に表示し、又は当該事業所若しくは施設のホームページに掲載するものとする。

（事業の再開の届出等）

第７条　法第２１条の５の２０第３項の規定による事業の再開に係る届出は、再開届出書（第８号様式）により行うものとする。

２　法第２１条の５の２０第４項の規定による届出は、廃止（休止）届出書（第９号様式）により行うものとする。

（指定の取消し等）

第８条　法第２１条の５の２４第１項若しくは法第２４条の１７又は法第３３条の１８第６項の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止は、指定取消（停止）通知書（第１０号様式）により行うものとする。

（公示）

第９条　法第２１条の５の２５又は法第２４条の１８の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

（１）　指定に係る事業所又は施設の名称及び所在地

（２）　指定に係る事業者又は施設の設置者の名称

（３）　指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

（４）　指定障害児通所支援又は指定障害児入所施設の種類

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第１０条　法第２１条の５の２６第２項（法第２４条の１９の２において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出又は法第２１条の５の２６第４項（法第２４条の１９の２において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による区分の変更の届出は、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第１１号様式）により行うものとする。

２　法第２１条の５の２６第３項（法第２４条の１９の２において準用する場合を含む。）の規定による届出事項の変更の届出は、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の変更届出書（第１２号様式）により行うものとする。

（指定の辞退）

第１１条　法第２４条の１４の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（第１３号様式）により行うものとする。

（情報の提供）

第１２条　区長は、指定障害児通所支援事業者等に係る情報のうち、特に必要があると認めるものをこども家庭庁長官又は東京都知事に提供するものとする。

（委任）

第１３条　この規則に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者等の指定等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。